

会 議 録

1 会議名

令和6年度 第2回上越市環境政策審議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 基本方針に関するこれまでの主な取組等について（公開）
- (2) 現行計画の目標達成状況に対する分析及び次期目標について（公開）
- (3) 上越市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・食品ロス削減・生活排水・災害廃棄物）の構成について（公開）

3 開催日時

令和6年9月27日（金）午後1時30分から午後3時15分まで

4 開催場所

上越市役所 木田第一庁舎 401 会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者 氏名（敬称略）

委員：横田 清士、山縣 耕太郎、村山 斉、柴田 敏行、斎藤 信夫、
木嶋 常一、大嶋 浩文、市川 裕光、大堀 みき、岩井 文弘、
竹内 恵三、平木 和範、鳴海 榮子、青木 ユキ子

事務局：中澤環境部長

環境政策課：山田課長、渡邊副課長

生活環境課：田村課長、柄澤参事、滝澤副課長、久野副課長、
山本副課長、荒川副課長、吉田係長、大堀主任、
山崎主任、関口会計年度任用職員

関係課：生活排水対策課 笠松課長、小山係長

8 発言の内容

(事務局)

ただ今から令和6年度第2回上越市環境政策審議会を開会する。はじめに、環境部長の中澤がご挨拶を申し上げます。

(中澤環境部長)

～挨拶～

(事務局)

次に、委員の出席状況を報告させていただく。委員18名のうち、14名の出席である。上越市環境政策審議会規則第3条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があるため、会議が成立していることを報告する。なお本日、議題に関係する生活排水対策課も出席する。

議長は、上越市環境政策審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務める。山縣会長お願い申し上げます。

(山縣会長)

～挨拶～

議題

(1) 基本方針に関するこれまでの主な取組等について

(事務局)

資料1 ごみ処理基本計画について説明

(市川委員)

3 ページ目。今後の課題について、上から2つ目のひし形の段落に「分別誤りにより、本来リサイクル可能な資源物が燃やせるごみとして排出されていることもある」と記載されている。実際に、分別誤りによる違反ごみがどの程度発生しているか、数値や現状を把握しているか。

(事務局)

全ての地区の傾向を把握しているわけではないが、ごみの収集運搬車両が上越市クリーンセンターに搬入したごみの組成検査を行っている。そうした検査を基に、紙類、容器包装類が多いという傾向を把握している。

(市川委員)

上越市クリーンセンターでごみの展開検査行い、把握をしているということで承知した。収集の現場に同行し、どのエリアにどんなものが出ているか一緒に見てもらうことを提案したい。私たち事業者は現場をよく把握しており協力できるので、ぜひ検討いただきたい。

(事務局)

貴重なご意見、感謝申し上げます。

集積所の管理は、町内会が行っている。分別誤りの違反ごみの対応に関して一例を示すと、町内会の班で順番にごみ当番を決め、分別誤りのシールが貼ってあるごみが集積所に出されていた場合、再分別し次の回収日に集積所へ出す対応をしている町内会もある。町内会によって、対応方法がそれぞれ異なっているという認識であるが、分別誤りによる違反ごみの事例は、非常に多いのではないかと考えている。町内会役員の方から「分別誤りのシールが貼付されたが、どこが分別誤りなのか教えてほしい」と直接生活環境課の窓口への持参する場合もあれば、生活環境課職員が集積所に出向き状況を直接確認する対応することもある。直ちに分別誤りがどの程度発生しているか把握するのは難しいが、分別誤りにおける違反ごみが非常に多い集積所などを皆様から連絡いただき、確認するなど、対応は検討していく。

(山縣会長)

組成検査では、分別誤りが多い地域、場所までは特定できないという状況か。

(事務局)

上越市クリーンセンターで実施している組成検査は、運び込まれた後で行うことから、搬入した車両を特定できず、どの地区から搬入されたごみなのかを把握することは困難である。

(山縣会長)

組成検査の結果は上越市全体の傾向を示すものとして捉えているということでしょうか。

(事務局)

現在、上越市クリーンセンターは管理運営を民間事業者に委託しており、月に1度業務報告を受けている。例えば、不燃物の混入や、金属が含まれたベッドが持ち込まれたなど、写真付きで報告を受けている。

(山縣会長)

傾向を把握していれば教えてほしい。

(事務局)

報告書の写真で見ると、大きな金属が入っているのが目につく。分別されずに搬入されるごみの量は、ほぼ横ばいか若干増加傾向で推移していると考えられる。

(青木委員)

ごみの分別誤りで 1 番問題だと思うのが、一般の方々への学習会や環境教育などを、定期的に実施することが必要なのではないかということだ。以前は一生懸命やられていたように感じるが、現在はそういった印象がない。例えば、一般の方や高齢者の方への出前講座は近年どのくらい開催されたか。

(事務局)

出前講座に関しては、町内会長からの要望を受け開催している。令和 5 年度は町内会長からの要望はなく、上越教育大学と新潟県立看護大学で、新入生を対象に 2 件実施した。令和 4 年度は 2 件程度実施した。

(青木委員)

繰り返しの発信が必要ではないか。

(事務局)

毎日のように、当課へごみ分別の問い合わせが入り、町内会長からも相談がある。町内会との連名で回覧を出すなど、常に町内会長と連絡を取りながら対応していきたい。

(青木委員)

ごみヘルパーなど専門の方々を活用しながら繰り返し発信することが必要ではないかと思う。

(事務局)

資料 1 生活排水処理基本計画について説明

(横田委員)

21 ページ目。公共下水道、農業集落排水施設の接続促進のため、9,000 件

以上訪問した成果はどの程度出ているのか。データがあればお知らせいただきたい。

(事務局)

成果については、年間 300 件程接続していただいている。生活排水処理推進員 3 名を設置して、順次未接続世帯を訪問し、各制度の紹介や接続のお願いをしている。訪問した中には留守の世帯もあり、実際に面会できるのは 9,000 件のうち 3 分の 1 ぐらいと捉えている。

(横田委員)

実訪問の中の 1 割程度が接続しているという理解でよいか。

(事務局)

その通りである。

(横田委員)

毎年毎年同じ割合で推移しているということか。

(事務局)

下水道整備の事業量自体が減少している。下水道整備に関しては令和 10 年度を目途に概成する予定であり、そこに照準を合わると、平成 12 年度ころの事業量が最大であり、そこから徐々に事業量が減少する。年間の供用開始件数も減っていくため、比例する形で未接続の件数も徐々に減っている状況。訪問は引き続き実施するが、未接続世帯件数自体が減っていくので、生活排水処理推進員の成果も減っていくことになる。実績については、令和 3 年度に 330 件、令和 4 年度に 280 件、令和 5 年度に 240 件である。

(山縣会長)

支援制度の利用件数が減っているという課題が挙げられていたと思うが、説明のように、対象となる未接続世帯の総数が減ってきているということか。

(事務局)

そのように捉えている。

(事務局)

資料 2 災害廃棄物処理計画について説明

(山縣会長)

災害廃棄物処理計画については、既に現行のものがあるのか。

(事務局)

一般廃棄物処理基本計画の中の一部という形で存在する。

(山縣会長)

災害廃棄物処理計画については、前に検討いただいた2つの基本計画のように、毎年継続的に取り組んでいくものというよりは、将来起こるものにあらかじめ備えておくという意味合いが強いと思うが、災害時に発生した廃棄物は、どこへ、どのような形で集めるのか決まっているか。

(事務局)

1回目の上越市環境政策審議会で、現行の一般廃棄物処理基本計画の冊子を配布させていただいたが、その中に災害廃棄物処理計画も掲載させていただいている。災害は大きなテーマであるため、3つの方針など基本的な部分については変更なく次に活かしていく。

また、令和6年能登半島地震で、我々も初めて仮置場の対応や公費解体で生じた災害廃棄物の処理を体験した。この度の具体的な経験を、次期計画に反映させたいと考えている。

議題

(2) 現行計画の目標達成状況に対する分析及び時期目標について

(事務局)

資料2に基づいて説明

(横田委員)

2の1の資料の5ページにある、セメント再資源化、焼却残渣の資源物の推移については年度ごとに非常にばらつきが多いが、セメント事業者からの受け入れが年度ごとに差異があるのか、それとも、焼却場から出てくる残さが年度ごとにばらつくのか。

(事務局)

平成26、27、28年度は、燃やせないごみの中間処理後の残さは燃やすの

ではなく、リサイクル、燃料化、原燃料化という形で処理していた。その後、平成 29 年度に現上越市クリーンセンターの供用を開始し、燃やせないごみの中間処理後の残さを焼却するようになった。これ以降は灰の資源化量という形で捉えていただきたい。概ね 1,500 トンから少しずつ伸びていき、1 番多かったのは令和 3 年度で、およそ 2,000 トンであった。その後、令和 4 年度に資源化事業者の工場故障があり、そちらへ搬出することができなくなったので、適正に処分するため、埋立て処分を行っている。資源化事業者は、令和 5 年度にそのまま事業を停止した。このため、令和 4 年度には事業停止された資源化事業者に約 150 トンを搬出していたので、その部分が無くなっているという形で捉えていただきたい。

(横田委員)

今後はこのセメント再資源化償却残さの受け入れは、ほとんど見込めないということでしょうか。

(事務局)

隣市の事業者をお願いしている部分であるが、セメント製品として出荷と販売の兼ね合いがある。立地している自治体の資源化事業にも取り組んでいる事業者であり、優先度から言うと当市からの受け入れよりも地元自治体の受け入れに重きを置かれている実態がある。当市から出る分について、その事業者に限って言えば、変わらないか現状維持ぐらいという予測である。それ以外にいくつか、まだ他にも当市から資源化の委託をしている事業者もあり、そういったところで資源化に取り組んでいく方向で考えている。

(横田委員)

燃やせるごみの焼却残さの資源化は、資源化の推移の中で大きな割合を占めている。セメント事業者は他にもあることから、積極的に受け入れていただくべく、PR をしていただきたい。非常に厳しい割合で削減していく計画であるため、ここがもう少しクリアになってくると、ある程度余裕を持って資源化できる。事業者には、従来量を受け入れていただくよう取り組んでもらいたい。

(大嶋委員)

日々、家庭でごみを出す際に分別方法が不明な場合は、上越市ホームページを見ている。上越市クリーンセンターに運ばれてきたごみに、資源化できるもの、そうでないもの、本来そこに来るべきものではないものが見受けら

れるとのことであるが、市民は具体的に何が資源で何が資源でないのかがよくわかっていない現状があると考えている。資源化できるものを分別して資源ごみに回すことにより、上越市クリーンセンターの負担も減っていく。

ごみを分別することによって資源を自分たちが生み出す、という意識をもつことで、再資源化に寄与するのではないか。一家庭当たりの量は少ないかもしれないが、意識啓発のパンフレットや出前講座を行うことで、目標を持ってごみの分別や処理に向かえる気がする。

(事務局)

貴重なご意見に感謝申し上げます。

当市では各家庭に1冊ずつ、家庭ごみの分け方・出し方ガイドを配布しているため、各家庭で確認しながら分別していると思われる。1ページ目に、分別したごみの中間処理や、最終的なリサイクル後の主な製品等を記載している。市ホームページにも記載してあるが、大勢の方に見ていただけていない現状も承知している。対面の講座については、1度コロナ禍で開催できない時期があり減ってしまい、そのままの推移である。皆様の意見を聞き、積極的に出前講座やPRをし、地道な努力を維持したいと考える。その他、広報上越に、資源ごみや野焼き、不法投棄、最終処分場等の情報を掲載し、周知も引き続き行っていく。ラジオではFM上越で分別についてのテーマで出演させていただいた。これらも引き続き取組を継続していく。

(大嶋委員)

テキストや話をして訴えることも大事だが、アニメなどの絵を使うとか、普段あまり見ない人たちが、興味を持ってもらえる表現の仕方をする事によって、世の中に役に立つかもという思いが芽生えたらいいと考える。

また、家庭から出る生ごみも処理が大変だと思う。例えばコンポストや、生ごみ処理機のように粉碎して乾燥させるなど、そういったものの普及をやっていくと、生ごみとして出てくる量が結果として減り、自分の家や畑で資源として使うサイクルがあると思うので、市民の立場からすると取り組みやすいのではないか。以前、生ごみ処理機の購入に対して補助があったと思うが、そのような活動の方向もあったらいいと思う。

(事務局)

コンポストや生ごみ処理機等の購入の補助金に関して、平成20年度に生ごみを分別する制度が始まるまでは、コンポストや生ごみ処理機の購入補助金が存在した。市の問い合わせメールでも、引っ越しされてきた方が、コン

ポストや生ごみ処理機の補助金は上越市にはないですか、という内容の質問が来ることもある。生ごみは民間の会社で処理し、バイオマス発電や、肥料化している。個人的に家庭菜園や畑に使われる肥料等を作ることで、コンポストや生ごみ処理機を使用することをやめてくださいとお伝えすることはないが、市としては全てを生ごみとして集積所に出し、事業所に運び込んで処理することを推進している。

(青木委員)

ごみの減量の周知は、継続的に取り組んでいかななくてはならないが、市として発信するのは限界がある。例えば、各町内会でごみ減量の周知をサポートする役割を持った方たちを増やしていきながら、考え方を周囲に浸透させていくという考え方もある。専門的な方でなくても、地域の中で協力してくれる方を養成し、その方が発信をすることでネットワークが広がっていくのではないかと感じる。

(事務局)

指摘のとおり、市の方で家庭ごみの分け方・出し方ガイドを配布することや、ホームページの更新、LINE や X (旧 Twitter) で発信した場合でも、すべての市民にいきわたるものではなく発信には限界がある。各町内会単位で推進する方がいると、今よりも浸透していくのではないかと感じる。

当市では、生活環境協議会という団体を設けており、各町内から加入いただいている。毎年、会議の場で町内会長にごみの減量化や、側溝土砂の話などをさせていただいている。その中で、町内会にお願いをしてごみの減量に関して周知をしていく等、今後の検討とさせていただきたい。

(大堀委員)

災害廃棄物について。大量のがれきが発生した場合、どのように処理をするのか。

(事務局)

令和6年能登半島地震により、当市でもがれきを含む大量の災害廃棄物が発生した。当市の状況をお伝えすると、可燃物、不燃物、木くず、コンクリートがら、土蔵等の土壁など、処理量の概算は約2,800トンである。このうち、上越市クリーンセンターの敷地内に設置した仮置場には、残置されている土蔵等の土壁が約560トン存在するが、その他の災害廃棄物は処理済みである。

種別ごとでは、例えばカラーボックスなどの燃やせるごみの場合、通常のごみ分別のとおり留めくぎを外し、上越市クリーンセンターで焼却処分をする。

燃やせないごみは、上越市内に取り扱い業者が3社あり、持ち込んで処理をするが、プラスチック製品に金属類がついていた場合、事業者で金属とプラスチックに再度分別し、プラスチックの部分は最終的に上越市クリーンセンターで処理をするという仕組みである。

木くず、大型木材は、民間の事業所に持ち込んで破砕し、木質チップに加工する。木質チップはバイオマス燃料として、極力資源化で処理をしている。

コンクリートがら、瓦、灯籠は、同様に市内の事業者で分別し、スラブや砂に再資源化される。

土蔵等の土壁は、エコパーク出雲崎に運び込み、埋め立て処分となる。

以上のとおり、大きく分類すると、可燃物、不燃物、木くず、コンクリートがら、土壁という、5種類の災害廃棄物となる。国の方針として、できる限り資源化を第一に考えている。

新聞報道等によると、能登半島地震により石川県で発生した災害廃棄物を糸魚川市で木質チップやセメントの材料として再資源化している。

(大堀委員)

災害により自宅の外壁が崩壊したり、灯籠が倒れた場合に発生した災害廃棄物は、個人で処理をしなければならないか。

(事務局)

令和6年能登半島地震では、上越市クリーンセンターに仮置場を設置し、市が処理を行った。被災した方から災害廃棄物を運搬していただくよう、広報上越で周知をしたところである。

(大堀委員)

1人暮らしの方も自分で持っていく運用だったのか。

(事務局)

収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業許可業者に個人が依頼し、業者と個人と一緒にクリーンセンターの仮置場に運び込むという手法をとった。

議題

(3) 上越市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・食品ロス削減・生活排水・災害廃棄物）の構成について

(事務局)

資料3に基づき説明

(山縣会長)

食品ロス削減推進計画の目標1の認知というのはどのような状態を指すか。現状、90パーセント超であり素晴らしいようにも思えるが、真に食品ロスを問題として認知できているのか少し疑問に思うところがある。

SDGsはグローバルな課題であり、特に食料自給率の低い日本における食品ロスは非常に深刻な問題であると思う。

(事務局)

認知のレベルに関しては、方針を考える中で検討させていただきたい。

(山縣会長)

全体を振り返って、何かお気づきになった点、ご質問、ご意見等ありましたらこの機会にご発言お願いしたい。

(事務局)

今回の会議では、第1回審議会で配布した冊子の形式で、審議いただきたいと考えている。本日は、いくつか要点だけを絞ったが、次回は最終的な冊子形式で審議いただく予定である。

(山縣会長)

これで審議を終了する。長時間にわたり協力いただき感謝申し上げます。

(事務局)

今後の開催の日程を事務連絡させていただく。次回の3回目は11月1日金曜日、4回目は11月27日水曜日を予定している。会場については、本日より同じ会場である。

本日は、長時間にわたり審議いただき感謝申し上げます。

以上で令和6年度第2回上越市環境政策審議会を閉会する。

9 問い合わせ先

環境部生活環境課衛生環境係 TEL : 025-526-5111 (内線 1020-4113)

E-mail : seikatsu@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。